

第6回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【全 体 会 議】
議 案



日 時：平成 22 年 11 月 26 日（金）午後 2 時～午後 4 時
場 所：101・102 号会議室

《会議次第》

1. 開 会

2. 挨 拶 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

3. 議 案

(1) 前文 ～ 第10章条例の見直し【全体で検討】・・・・・・・・・・ 1

- 【前文】・・・・・・・・・・ P1
- 【第1章 総則（全5条）】・・・・・・・・ P2～6
- 【第2章 情報共有（全4条）】・・・・・・・・ P7～12
- 【第3章 町民参加と協働（全6条）】・・・・・・・・ P13～18
- 【第4章 町民（全4条）】・・・・・・・・ P19～22
- 【第5章 コミュニティ（全3条）】・・・・・・・・ P23～26
- 【第6章 議会（全6条）】・・・・・・・・ P27～32
- 【第7章 行政（全4条）】・・・・・・・・ P33～36
- 【第8章 行財政運営の原則（全7条）】・・・・・・・・ P37～43
- 【第9章 連携と協力（全3条）】・・・・・・・・ P44～46
- 【第10章 条例の見直し（全1条）】・・・・・・・・ P47

4. その他

5. 閉 会

【前文】

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44kmで面積1,320km²という広大な面積を有しております。

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁を中心とした魚場が開設されたことに始まり、明治2年（1869年）に90人余りの人が団体で移住したのを契機に本町の開拓がはじまりました。

冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム、昭和48年から昭和58年の新酪農村の建設により、現在では生乳生産量が日本一の酪農の町となりました。

一方、平成17年（2005年）には、野鳥などの野生生物の宝庫となっている、野付半島と野付湾、それに風蓮湖が国際的に評価の高い、ラムサール条約に登録され、将来的にわたって、自然環境の保全が図られることとなりました。

別海町で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちづくりを進めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを育てながら、未来を担う子供たちに引き継ぐため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

【解 説】

別海町を住みよいまちにするうえで、基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため前文を設けます。前文では町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認するとともに、今後、どのようなまちを目指すのかを述べ自ら考え、行動し、決定することを明らかにし規定しています。

<検討委員より出された意見>

- ・魚場とあるのは漁場ではないか。
- ・鯨漁については、漢字が難しいのでカタカナに直した方が良いのでは。（鯨→ニシン）
- ・90人余りの人の文言については、90人余りの人たち又は人々としてはどうか。
- ・道立自然公園についても触れるべきではないか。
- ・北海道遺産についても同様。

【検討後の条文】

【第1章 総則（全5条）】

（目的）

第1条 この条例は、別海町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働のまちづくりを推進するため、町民の権利、役割及び責務、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。

【解 説】

別海町自治基本条例を定める目的として、町民主体の“まちづくり”のルールを定めています。

- （１） 基本理念と基本原則を定めています。
- （２） 協働のまちづくりを推進します。
- （３） 町民・議会・行政、それぞれのあり方を定めています。

【検討した内容】

- ・「まちづくり」は曖昧な言葉と言われるが、定義をきちっとすれば良いと考えます。
- ・町民についても権利だけでなく、役割と責務という文言を規定する必要があると考えます。
- ・町民がまちづくりに参加する仕組みの確立を町民主体によるまちづくりと表現しています

＜グループ検討内容＞

【検討後の条文】

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、別海町のまちづくりに関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、他の条例等の制定及び改廃、まちづくりに関する計画の策定にあたっては、この条例に定める事項を尊重しなければならない。

【解 説】

別海町自治基本条例を「別海町における自治の基本的事項を定める最高規範」として位置付けし、町民、議会及び行政は、この条例を遵守すると定めています。

別海町自治基本条例は、別海町の法体系の頂点に位置づけられることから、他の条例、規則等の制定、改正、改廃や総合計画など別海町の計画の策定、変更を行うときは、この条例の内容を遵守しなければならないと定めています。

「この条例を遵守しなければならない」とは、本条例の基本原則・基本理念及び町民参加をはじめとした基本的な制度を誠実に守ることを意味しています。

【検討した内容】

- ・最高規範については、ひとつの章として規定する条例もあるが、総則の章に含めたほうが全体の構成としてわかりやすいと考えます。
- ・この条例が何の最高規範かわかりやすくかつ明確に規定する。
- ・2項にはこの条例を最高規範として遵守するために、議会及び行政がしなければいけないことを盛り込むこととし、規定しています。

<グループ検討内容>

【検討後の条文】

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住する人、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体をいいます。

(2) 住民 町内に住所を有する人をいいます。

(3) 多様な主体 町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体をいいます。

(4) 行政 町長及び執行機関をいいます。

(5) 執行機関 町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(6) まちづくり より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から地域や議会及び行政に至る幅広い領域や分野において、より良いものを創り上げていく様々な「活動」や「計画」をいいます。

(7) 協働 町民、議会及び行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって共に協力し合うことをいいます。

(8) わたしたち 町民、議会及び行政の三者をいいます。

【解 説】

この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に、用語の意味を明らかにするものです。

(1) 【町民】とは、町内に居住する人、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体と定めています。

(2) 【住民】とは、町内に住所を有する人をいいます。

(3) 【多様な主体】とは、町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体と定めています。

(4) 【行政】とは、町長及び執行機関と定めています。

(5) 【執行機関】とは、町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めています。

(6) 【まちづくり】とは、より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から地域や町に至る幅広い領域や分野において、より良いものを創り上げていく様々な「活動」や「計画」と定めています。

(7) 【協働】とは、町民、議会及び行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって共に協力し合うことと定めています。

(8) 【わたしたち】とは、町民、議会及び行政の三者を表す用語と定めています。

【検討した内容】

- ・定義については、それぞれの条文を検討した後、規定している内容ごとに整理し、まとめることとしました。
- ・イメージとして理解しやすいように、別紙図（P23）を作成しました。
- ・まちづくりを担う人々のうち、町民及び住民以外の規定について、そのような人々をどのように定義するか。6次計においても「多様な主体」との協働といった内容が盛り込まれているので定義に規定しています。

<グループ検討内容>

【検討後の条文】

(基本理念)

第4条 わたしたちは、別海町民憲章の精神を尊重するとともに、次項に掲げる基本理念を共有しまちづくりを進めます。

2 わたしたちは、まちづくりの主体として、お互いに情報を共有し、協働により将来の別海町を築きあげます。

【解 説】

別海町の“まちづくり”における目標である「基本理念」を定めています。

(1) 別海町民憲章の精神とその基本理念を尊重すること。

(2) 町民、議会及び行政は、“まちづくり”の主体として、お互いに情報を共有し協働により将来の別海町を築く。

以上のことを基本理念として宣言しています。

※【別海町民憲章】(昭和43年6月25日別海村告示第15号)

わたしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

一、元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。

一、みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。

一、きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。

一、子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。

一、教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

【検討した内容】

- ・理念の部分なので、第2項みたいに具体的なものを規定しなくても良いとも考えましたが、第5条の基本原則を盛り込んだ形式としました。
- ・町民憲章に掲げている内容の実現も基本理念に規定すべきと考えます。
- ・基本原則を箇条書きで規定する意見もありましたが、文章として規定しました。

<グループ検討内容>

【検討後の条文】

(基本原則)

第5条 わたしたちは、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを行います。

(1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、相互にまちづくりに関する情報を共有し合うこと。

(2) 町民参加と協働の原則 まちづくりは、世代を越えた町民参加を基本とし、協働の相手すべてがお互いを理解し対等の関係で協力をし合うこと。

【解 説】

基本理念を実現するための基本的な考え方などを原則という形で表しています。

町民、議会及び行政それぞれが情報を共有し合い、世代を越えた町民参加を基本としてお互いを理解し対等の関係で協力することと定めています。

【検討した内容】

- ・町民が主体となるまちづくりの為に必要なことを、この2つと考え、基本原則と 規定しました。
- ・この原則は今の行政に必要なことや求められているものであり、今後のまちづくりに関わる仕組み等で意識していくものと考えます。

<グループ検討内容>

【検討後の条文】

【第2章 情報共有（全6条）】

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

【解 説】

情報共有の基本として、町民、議会及び行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

【検討した内容】

- ・町民、議会及び行政を含めて主語とする場合は「わたしたちは」と定義ではしていましたが、特に3者の立場を明確に規定するため、そのまま表現しています。
- ・情報を共有するための制度の規定の前に、まず情報共有についての基本認識を規定し、その後に、制度について規定していく構成とすることとします。

＜グループ検討内容＞

- ・情報共有の基本ではあるが、個人情報との兼ね合い等、非常にデリケートな部分も含んでいると考える。
- ・「まちづくりに関する情報」とすることで、個人情報など、お互いに伝え合うことができない情報について配慮していると考ええる。
- ・総論として情報共有を定義するのであれば良いのではないか。

【検討後の条文】

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

【解 説】

議会及び行政は、基本理念に基づき“まちづくり”に必要な情報は町民に積極的に、わかりやすく提供し、町民も“まちづくり”に必要な情報は議会及び行政に対して積極的に情報提供することとして定めています。

【検討した内容】

- ・議会も含めての情報提供を規定しているが、行政等が持つ情報は広範囲にわたる点を考慮し、まちづくりに必要な情報としています。
- ・制度を規定する条文のため、主語は「わたしたちは」とはせず、「町民は」や「行政は」とする。

<グループ検討内容>

- ・文章は町民に分かりやすいよう、単純明快にする必要があると考えます。
- ・議会及び行政側と町民それぞれの提供の立場が規定されていて良いのでは。
- ・町民としては、情報の提供先など具体的に規定することで、より分かりやすくなるのではないかと（連絡先の具体的表示など）
- ・条例は大きくとらえる部分の規定であり、具体的に掘り下げて規定することもできるが、どこまで規定するかも検討対象になる。

【検討後の条文】

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

【解説】

情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。

※【別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）】

【検討した内容】

- ・ 個別の条例で規定されている制度ですが、情報共有の制度として規定しています。
- ・ 情報公開制度が、すべての情報の公開を可能としているわけではないことから、その部分を本条例に含めるべきか検討。本条例としては制度として規定し、具体的な部分は個別の条例によるものとしています。

＜グループ検討内容＞

- ・ 情報公開条例の制度を知らない町民も多いのではないか。
- ・ 情報公開の制度があるといったことを規定しており、この規定に基づき、全ての情報が公開されるものではないと町民に理解してもらう必要はある。
- ・ 「別海町情報公開の規定により」の部分を詳しく述べても良いのでは。

【検討後の条文】

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

【解 説】

議会及び行政は、保有する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

【検討した内容】

- ・情報の提供と情報の説明では、町民対応の状況が異なる場合もあることから、それぞれ規定しています。

<グループ検討内容>

- ・情報公開の規定と同様に、全ての保有する情報について公開できるわけではないと考えるので、規定に基づくといった文言や、出来るものと出来ないものをわかりやすく規定してはどうか。
- ・文章として、全ての町民に対してわかりやすく説明することは、いろいろな人がいるので難しいと考えるので、「わかりやすく」を削っても良いのでは。
- ・条例として、当たり前のことや、理念的なことを規定しているので、「わかりやすい」説明も当たり前のことではないか。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に~~わかりやすく~~説明する責務があります。

【検討後の条文】

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

(個人情報の保護)

第 10 条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）の規定により、適正に保護します。

【解 説】

個人情報の保護を図るための具体的な制度について定めています。

※【別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）】

【検討した内容】

- ・本制度についても、個別に条例が設けられているものですが、情報共有に関する制度として規定しています。

＜グループ検討内容＞

- ・情報公開の規定と同様に、制度として規定することは特に問題ない考える。

【検討後の条文】

(個人情報の保護)

第 10 条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）の規定により、適正に保護します。

(町民の意見等への取扱い)

第 11 条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

【解 説】

町民からいただいた“まちづくり”に関する意見、提言及び要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。

【検討した内容】

- ・様々な意見を想定し、単に意見ではなく、まちづくりに関する意見としました。
- ・意見の取扱いとして、行政運営への反映といった内容を盛り込むかどうか検討しましたが、本文のように規定しました。
- ・議会の町民の意見対応については、議会の章の条文にも関連するので規定しませんでした。

<グループ検討内容>

- ・まちづくりに関する意見の範囲など、判断が難しい。
- ・行政として、何もかも全て意見を聞くことはできませんと規定しているとも読み取れる。
- ・「まちづくり」の言葉の定義によって、どんな意見ならば対応できるかわかる。
- ・条例自体は具体的な表現を含んでいない部分も多いので、解説書など別のもので、町民への理解を図っていく方法も検討するべきである。
- ・「要望等」と規定している部分も、「等」にはどんなものを想定しているか必要ではないか。
- ・「まちづくり」の定義・表現によっては、内容も変わってしまう場合も考えられる。草案では「まちづくり」を使っているので、条例を見た人が理解できる定義が大事。
- ・違和感はないが、あいまいな規定ではある。
- ・「まちづくり」といった言葉自体は、理解されやすい。むしろ「自治基本条例」の方があじけない印象がある。

●結果

- ・グループとして、「まちづくり」の解釈について理解できるようにすることとし、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。
- ・「要望等」という表現について、「等」を削るかどうかが、行政において判断してもらうこととする。

【検討後の条文】

(町民の意見等への取扱い)

第 11 条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

【第3章 町民参加と協働（全6条）】

（町民参加の基本）

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

【解 説】

町民参加に関する基本として、町民は、自主的・自発的に“まちづくり”に参加することと定めています。

【検討した内容】

- ・町政運営上の町民の役割を「まちづくりの主体」と規定。（当初は町政の主権者）
- ・積極的な参加を基本とする意味もあり、自主的・自発的といった文言を使用。
- ・本章についても、主語は「町民は」や「行政は」とし、条文を規定しています。

<グループ検討内容>

- ・自主的・自発的とは同じような意味ではないか。積極的でも良いのでは。
- ・町民が自ら参加するということであれば、自主的・自発的でも文章表現としてよいのでは。
- ・「町民は」と始まる文章表現が、行政側から言われているような捉え方もできる。
- ・いまの別海町で行われているイベント等、様々な場面でこの規定のような活用が出来れば良い。
- ・最近では、身近なイベント等でもだんだん参加する人が少なくなっている現状もある。
- ・親の世代の人たちが積極的にまちづくりに参加していかなければ、次の世代のこども達にも浸透していかない。

●結論

- ・条文としてはこの内容で良い。この規定がうまく運用されるのを望む。

【検討後の条文】

（町民参加の基本）

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

(1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。

(2) 行政評価を実施するとき。

(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。

(4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

【解 説】

町民参加の対象事項を定めています。

また、左記に定めるもののほか、町民が参加できる機会を設け、これからの“まちづくり”を反映することとして定めています。

【検討した内容】

- ・ 参加の機会を例示することにより、具体的な推進が図られるのではないか。条例の構成上号だてとするが、参加への優劣順ではない。(当初は号の部分で○で規定することも検討したが、条例の形式として、通常の号を用いる。)
- ・ 例示する事項について、一般的及びわかりやすいものを規定しました。
- ・ 事項の説明について、条文において具体的に説明する場合と、別に解説書等で説明する必要があるのではないか。
- ・ 行政評価は、具体的に運用されていないものですが、運用時は町民による評価も制度に盛り込まれる方向であるので、例示に規定します。
- ・ それぞれの項目については、具体的にできるよう別の方法で(解説書やパンフレット)わかりやすく説明する事も必要と考える。

＜グループ検討内容＞

- ・ 規定の内容について委員より質問が多く出されたことから、事務局においてそれぞれの内容を説明。

●結論

- ・ 条文の規定は良いのでは。内容について説明することが必要と考える。

【検討後の条文】

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

(1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。

(2) 行政評価を実施するとき。

(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。

(4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

【解 説】

町民参加の方法について定めています。(1)～(6)の方法を活用して町民参加を求めることと定めています。

(1)【審査会等への委員としての参加】

(2)【意見交換会への参加】

具体例として、「町長と話しませんか」・「町長と話そう」（まちづくり懇談会）・「ミルクミーティング」をいいます。

(3)【アンケート調査への意見表明】

(4)【町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明】

意思決定過程で素案を公表し、町民から意見等を募り、町民の意見を考慮して決定する制度をいいます。

(5)【町政ご意見箱・ホームページからの意見】

(6)【その他適切な方法】

今後、時代の変化等により、何らかの方法で町民参加を求める制度等が出てくる可能性があるため。

<グループ検討内容>

・行政側が定期的に行う懇談会があっても良い。まちづくりについての必要性をそれぞれの地域において話す機会にもなる。(6)のその他適切な方法に含めてはどうか。

●結論

・条文の内容は上記で良い。

【検討後の条文】

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

【解 説】

町民、議会、行政及び多様な主体が協働の推進に努めることを定めています。

【検討した内容】

- ・協働の推進にあつては、町民、議会及び行政の3者だけではなく、多様な主体も含めるべきと考え規定しました。

＜グループ検討内容＞

- ・「多様な主体」とは何か。幅広く別海町に関係ある人々や団体を含めての協働か。

●結論

- ・上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

住民投票制度について定めており、制度の基本は、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としています。

住民投票の結果については、議会・町長の双方が尊重しなければならないと定めています。

※【個別設置型住民投票制度】とは、住民の意思を確認する必要がある都度、住民の直接請求や議会又は長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定されるものです。

【検討した内容】

- ・ 条例に規定するかどうか、及び規定する場合は、参加や協働の章とは別の章で規定すべきかを検討し、制度のひとつとして本章で規定することとしました。
- ・ 住民投票は住民を対象とするため、ここでは町民とは規定してはいない。

<グループ検討内容>

- ・ 制度として規定しても良い
- ・ 実際の事案について条例で定めるときは、投票は住民だけとなるのか。あくまでもその際には別に定めるものなのかも知れないが、いろいろな団体もあるので、配慮も必要では。

●結論

- ・ 上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

【解 説】

住民投票の住民の請求、議員の発議、町長の提案について定めており、制度の基本は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第74条、第112条に基づくこととして定めています。

※【地方自治法（昭和22年法律第67号。）第74条、第112条】

（1）議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が住民投票の実施を請求する場合、有権者の1／50の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求できる。

（2）議員が住民投票条例を発議する場合は、議員定数の1／12の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議できる。

（3）町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼすと判断した事由なときは、自ら条例案を議会へ提出することによって発議できる。

＜グループ検討内容＞

- ・住民投票の方法として規定しても良い。
- ・実際はなかなか想定される事態にはなりづらいと思うが。

●結論

- ・上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

【第4章 町民（全4条）】

（町民の権利）

第18条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解 説】

“まちづくり”における町民の権利について定めており、町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要と定めております。

また、青少年及び子どもについては、本町の次代を担う重要な担い手であることも含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

＜グループ検討内容＞

- ・まちづくりの主体として参加する⇒意味が通じない？
- ・「まちづくりの主体」という表現は、基本理念で表現されていることから削除。
- ・4 それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに⇒それぞれの年齢にふさわしいまちづくりとは、学校・町内会・子ども会など参加方法はことなるが、子どもがこの条文を見て理解することも重要だが、大人がこの内容について十分理解し、実践することが重要である。

（町民の権利） まちづくりに参加する

第18条 町民は、~~まちづくりの主体として参加する~~権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【検討後の条文】

（町民の権利）

第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

【解 説】

町民は、“まちづくり”の主体であるとして、前条での権利とともに、本条については役割及び責務について定めています。

(1) 自分自身が考え、世代を越えた“まちづくり”に努めることと定めています。

(2) “まちづくり”に必要な情報を町に提供することと定めています。

(3) “まちづくり”に関し、自分自身の知識や経験、技術及びそれらの発言や行動に責任を持つことについて定めています。

(4) お互いに尊重し、協力して“まちづくり”を推進するように定めています。

(5) まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。

なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等を定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

<グループ検討内容>

・町民の責務の条文に自然環境等に配慮する文言を規定する場合に、例を挙げれば、不在地主への対応といった場合、文言に疑義を感じる。定義では「町民」、「住民」あるいは「多様な主体」を設け、それぞれの条文で使い分けているが、この文章であれば、不在地主は町民に含まれないと解釈してしまい、規定の対象外になってしまうのではないかと。そうであれば、定義においてはすべて「町民」の方が良いと考える。

・条文によっては「町民」を分けて規定しなければならない必要がある。その為「住民」等を定義している。

・「町民」一本で規定できない以上、それぞれの規定の対象について、町民に理解してもらうような配慮が必要と考える。

・自然環境等への配慮は、事業者こそ規定する必要があるが、町民は不要では。町民に規定するのであれば、子どもや高齢者等への配慮の方が良いのでは。

・第4項には福祉に関する責務も含んでいると解釈できるのではないかと。

・自然環境等への配慮について、町民にとっては当たり前の責務であり、それを犯すとすれば事業者であるといった考えに立てば、事業者のみの規定で良いのでは。町民であっても規定しておかなければならない現状もあるのではないかと？

・第1項に「環境」といった文言を盛り込み、自然環境等への配慮の意味も含めてはどうか？

●結論

・上記の意見により下記のとおり条文を変更する。

・第1項に、町民へ求める自然環境等への配慮の規定を盛り込む事とする。

・第4項の解説書等に、子どもや高齢者等への配慮も盛り込む事とする。

【検討後の条文】

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境のまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、職業や世代を越えて、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解 説】

“まちづくり”における事業者の役割について定めています。

事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜グループ検討内容＞

- ・第1項の「者」について「もの」ではないか。全体をとおして文言の整合性が必要である。
- ・第3項について、「地域活動」の前に「積極的に」を盛り込んでも良いのでは？
- ・ここで規定する事業者には個人も法人も含まれる。定義の「町民」には法人の規定しかないので、個人事業者も「町民」の定義に含めるべき。

●結論

- ・上記の意見により下記のとおり条文を変更する。
- ・第1項の「者」を「もの」へ変更する。
- ・第3項について、「積極的」を盛り込む事とする。

【検討後の条文】

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

（地域活動団体の役割）

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【解 説】

“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。

町内会などの地域活動団体も地域社会の一員として位置づけられることから、地域活動団体に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜グループ検討内容＞

- ・「町民」の定義に町内で活動する団体を含んでいるので、地域活動団体の役割をあえて規定する必要はないのではないか。定義との整合性が必要である。
- ・町内会以外の地域活動団体とは、具体的にどんな団体を想定しているのかわかりづらい。
- ・地域での活動について条例に規定するのであれば、別海町における各地域（西春別や尾岱沼など）の主体的な取組（地域主権）について、役割を盛り込んでも良いのではないか。
- ・第5章で規定されているコミュニティとも重なる部分であり、この条文を規定すると、コミュニティの章が生きてこないのではないか。
- ・文章の内容としては良いかもしれないが、表現は変えるべきである。
- ・いきなり地域活動団体の役割を規定しても理解しがたい。背景的な規定も必要である。
- ・コミュニティにも、地域で活動する団体を含んでいるのであれば、ここで規定する地域活動団体もコミュニティに含まれていると考えるべきである。

●結論

- ・地域活動団体には地域の少年団やサークルなども含まれているが、町内会をはじめとしている以上、コミュニティとの整合性も考慮すべきである。第21条は保留とし、コミュニティの章を検討したうえで、再検討とする。

【グループ検討内容＜2回目＞】

- ・第1項について、「自主的」や「自らの意志で主体的」といった同じような意味の語句使われているので整理してはどうか。
- ・「公共的」と「公益性」は別のものとする。どちらも規定する草案は考え方として良いのでは。
- ・公共や公益を含めた「社会的」といった語句も考えてはどうか。
- ・地域活動団体の定義を規定するのであれば、どんな団体を指すかを簡潔に規定し、その他の説明については、解説書等で補足してはどうか。
- ・第2項について、「地域社会の一員として」は削除しても良いのでは。無くても役割として理解はできる。
- ・単に「それぞれの特性」と規定するのではなく、「地域の特性」としてはどうか。第1項で「地域に根ざして形成された」とすでに規定されているが、「団体」と「特性」のどちらにも「地域」を盛り込んだ方がより地域が活けると考える。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおりとする。

【検討後の条文】

（地域活動団体の役割）

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域に根ざして形成された組織・団体をいいます。

2 地域活動団体は、それぞれの地域特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【第5章 コミュニティ（全3条）】

（コミュニティ）

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

【解 説】

コミュニティの定義について定めています。

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織や団体があげられます。

※【コミュニティ】とは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かな“まちづくり”に取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として定めています。

【検討した内容】

- ・コミュニティの説明を規定するが、町内会等や地縁組織に限定されないように広く定義した方が良いと考えます。
- ・具体的にどんなものがコミュニティなのか解説書やパンフレットがあっても良い。

<グループ検討内容>

- ・条文自体の文言もあるが、実際にこの条例を見て実践していく町民の方へ、どのように説明していくかが大事である。言葉の意味が複数あるような場合もあることから、運用面に係る説明が必要ではないか。
- ・条文そのものとして考え直す必要があるのでは。ここで規定している内容が一体何か読み取れなければならない。ここで規定している「コミュニティ」の定義とは、町内会や自治会と考えられる。そうであれば、町内会や自治会にしばって文章にしたほうがわかりやすいのでは。
- ・多様な人と人とのつながりはコミュニティには欠かせない考える。
- ・「コミュニティ」を定義するのであれば、狭い範囲のものを規定し、それらが多様な人々とつながっていくと考えるべきではないか。
- ・草案の条文からは、町内会や自治会だけではなく、様々に活動する団体まで規定していると理解できる。
- ・第21条での草案にある「地域活動団体」と区別して規定する必要はあるのではないか。コミュニティにそれらの団体を含むのはどうか？
- ・第22条は、包括的にコミュニティを規定し、第21条は地域活動団体の役割として規定することは、別であると考えて良いのではないか。
- ・自分自身が活動している団体に置き換え考えると、第21条はそれぞれの団体はどのような活動を行うべきかの規定で、第22条は、そのような一つ一つが集まったなかでは何をすべきか規定していると読み取れる。狭いものと広いものという考えである。
- ・条文の言葉じりではなく、町民に読んでもらえるような形で検討すべきである。解説書等で、この条例で規定している団体が具体的にどんなものか理解できれば、文章としては草案の内容でも良いのではないか。
- ・実践する町民に理解してもらうには例題まで記載のある解説書があっても良い。協働の窓口が組織としてあっても良い。
- ・コミュニティの章で地域活動団体を規定するのはどうか。
- ・地域活動団体は、章で考えるならば【第4章 町民】に含んだほうが良い。
- ・広くコミュニティを規定するにしても、草案の文章はわかりづらい。もっと簡単にすべきと考える
- ・この条例が理念条例であるのであれば、ある程度解釈に幅を持たせるのもあり得るが、この条例は規範とも位置付けている。町民にとって法律であれば、意識としての方向性がぶれないようにするべき。目的をきちっと規定する必要がある。

●結論

- ・上記の意見により、「地域コミュニティ」については、幅広く地域コミュニティを定義するものとする。なお、より文章をわかりやすくするため「地域において自ら出来ることを考え行動し」を削除し、以下のとおりとする。

【検討後の条文】

(地域コミュニティ)

第22条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

(コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

【解 説】

町民一人ひとりがコミュニティへ自主的に参加し、その活動を守り育てていくことを求めています。

【検討した内容】

- ・現在、コミュニティも協働を担う組織となっている。コミュニティに対してひとりの町民としての関わりを規定すべきと考えます。

<グループ検討内容>

- ・条文の内容で良いと考える。

●結論

- ・草案どおりの内容で良いと考えます。

【検討後の条文】

(地域コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

(議会及び行政とコミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

【解 説】

議会及び行政は、コミュニティの自主性や自律性を尊重し、その活動に対して支援すると定めています。

【検討した内容】

- ・前条と同様に、議会及び行政のコミュニティへのかかわりについても規定すべき と考えます。

＜グループ検討内容＞

- ・「活動に応じて」という表現が引っかかる。削除しても良いのではないか。
- ・議会についても、立法の立場から支援する場合も考えられる。

●結論

- ・上記の意見により、「活動に応じて」を削除し、以下のとおりとする。

議会及び行政と 地域 コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、地域 コミュニティとの協働を進めるため、地域 コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて を 支援します。

【検討後の条文】

(議会及び行政と 地域 コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、地域 コミュニティとの協働を進めるため、地域 コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動を支援します。

【第6章 議会（全6条）】

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

【解 説】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められた制度ですが、「基本原則」・「基本理念」に基づき、町民が信託して設置することを再度定義しています。

＜グループ検討内容＞

- ・ 地方自治法に既定されているものではあるが、別海町として多くの町民に認識してもらうため、この条例の中でこの規定が必要という前提で検討しては？
- ・ それでも、改めて規定する必要があるのか考えてしまう。
- ・ いままでの議会がどうだとかではなく、別海町として自治基本条例を作るのであれば、項目として必要ではないか。
- ・ 文章表現は、町民にわかりやすく、肩肘張らず、だけど中身のあるものにしなければならない。
- ・ 第26条第1項の規定に、「選挙で選ばれた代表で構成する議事機関」と規定している。本条においても「町民の代表機関」としており、設置と役割の規定で、どちらも同じような文章が規定されているのが気になる。
- ・ 「信託」といった文言が町民にとってわかりやすいか。「信託」とは信用して任せるという語句の意味である。「信託」と第26条第1項の「選挙で選ばれた」は同じ意味と考えるが、そろえるべきなのか、あるいは使い分ける理由があるのか。
- ・ 組織としての議会の設置を規定しているので、選挙で選ばれたとはせず、「信託」を使っても良いのでは。
- ・ やさしい言葉として「町民の意思に」というのはどうか。
- ・ 「信託」には、信頼して政治などを任せるという意味がある。

【検討後の条文】

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

【解 説】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

<グループ検討内容>

- ・第25条と本条の第1項の文章が同じようでわかりづらい。同じような内容であるならば、一文にすることも考えてはどうか。
- ・設置と役割を区別し規定したほうが、わかりやすい。
- ・第3項について、少数意見に対する対応についても規定してはどうか。
- ・「妥当性」に含むと解釈し、あえて含まなくても良いのでは。

【検討後の条文】

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

【解 説】

議会の権利について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治に定められていますが、ここでは、代表的な権限について定めています。

<グループ検討内容>

- ・ 草案の条文で良いと思う。

【検討後の条文】

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解 説】

議会は、基本的な責務としてこの条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動することを責務とし、町民の意見を議会運営について町民に説明する責務があると定めています。

<グループ検討内容>

・ 草案の条文で良いと思う。

【検討後の条文】

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

【解 説】

自治基本条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し、議員が果たすべき責務について定めています。

- (1) まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の策定に努める。
- (2) 政策立案能力、自治立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努める。
- (3) 政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める。
- (4) 別海町全体のまちづくりの視点で、的確な判断、活動を行うよう努める。

<グループ検討内容>

- ・ここに規定されている事を、是非実行して頂きたい。

【検討後の条文】

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【解 説】

議会の運営における基本事項として、「情報共有」「町民参加」について定めています。

(1) 議会の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができること。

(2) 会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努める。

<グループ検討内容>

・第2項について、非公開とするときは、その理由を開示すべきと考えるので、条文にその様な文言を規定してはどうか。

・過去に非公開の例があったのかは分からないが、今後あり得るのであれば規定すべきである。

●結果

・第2項については、検討意見を反映し、修正とする。

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【検討後の条文】

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【第7章 行政（全4条）】

（執行機関の役割と責務）

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【解 説】

執行機関としての基本的な役割と責務について3項目を定めています。

（1）基本理念・基本原則及び制度に基づき、町民や議会と連携・協力してまちづくりの推進のため、町政を執行すること。

（2）条例・予算、その他議会の議決に基づく事務等で、適正に管理し執行すること。

（3）権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果をあげています。

【検討した内容】

- ・役割と責務を明確に区別せず、同じ条文で規定した方が分かりやすいと考え規定。
- ・役場組織としての業務に関する規定であるので、行政という語句と区別する。

<グループ検討内容>

・第1項について、「制度」については除いてもよいのでは、法令等を意味するのか、同条例で規定した制度等を意味するのか不明である。

「制度」を記載するのであれば第1章総則の中で定義付ける必要がある。

●結果

・第1項については、「制度」において想定している内容を事務局に確認してもらい、次回の会議時に改めて検討しまとめることとする。

（執行機関の役割と責務）

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【事務局からの回答】

・職員プロジェクトとしては、本条例において定められた制度。（例：パブリックコメントなど）

【検討後の条文】

（執行機関の役割と責務）

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

【解 説】

町民が信託して別海町の代表として町長を設置することを再度定義しています。

※【信託】とは、信用して任せることと定めています。

【検討した内容】

・地方自治法で町長の設置は規定されているが、明確にするため本条例においても規定。

<グループ検討内容>

・「町長を設置します。」を第25条と同様に「町長を置きます。」に改める。

(町長の設置)

置きます。

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を~~設置します~~。

【検討後の条文】

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を置きます。

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

【解 説】

町長の役割と責務について定めています。別海町という行政を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げて別海町のまちづくりに取り組む役割と責任と義務を有することを定めています。

また、職員を適正に指導監督し、的確な知識と能力を持った人材育成をする責任と義務についても定めています。

【検討した内容】

- ・行政としての役割と責務に人材育成を規定するべきと考えたが、それは町長の役割と責務であると考え、第3項に規定。
- ・町長自らも情報の提供・説明がある点を条例に規定するべきと考え第4項規定。

<グループ検討内容>

・第1項中、「別海町の代表として」については前条でも述べられているため削除する。あえて謳う必要はないのでは。

・第3項中、「行う」を「担う」に、「人材」を「職員」に改める。「人材」という標記だと対象がわかりにくいため「職員」に改める。

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、~~別海町の代表として~~町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

担う

職員

3 町長は、町政を~~行う~~ための知識と能力を持った~~人材~~の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

【検討後の条文】

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

【解 説】

執行機関の職員としての役割と責務を定めています。

職員については全体の奉仕者として常に町民の視点に立ち、必要な能力の向上に全力を挙げて職務を遂行する責任と義務があると定めています。

【検討した内容】

- ・ 職務に必要な能力だけではなく、自己の研鑽も規定すべきと考え規定しました。
- ・ 自らも町民のひとりであることも認識するといった文言を規定すべきと考えます。
- ・ 執行機関内部のことではあるが、横断的な連携によってより全体的な情報共有が図られると考え、第4項を規定。

<グループ検討内容>

- ・ 草案のとおり、変更無し。
- ・ 提言された意見として、第1項中、「全体の奉仕者」について、よく使用される言葉であるが、具体的に何を行うのかわかりにくい。第4項について標記する必要の可否について。

【検討後の条文】

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

第8章 行財政運営の原則（全7条）

（総合計画）

第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

【解 説】

計画的な行財政運営を行うため、総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいて政策を執行することを定めています。

また、別海町が定める他の計画の内容と総合計画の内容との整合を図り、総合計画との調整を図りながら進捗管理を行うこととして定めています。

【検討した内容】

- ・この章は、具体的な行政運営の手法を規定するものである。地方自治法で既に規定されている制度もこの条例で規定することで、広く町民に行政の原則を理解してもらう必要があると考えます。
- ・総合計画は町の施策の最も基本となるものです。この計画に基づく行政運営が重要であることをこの章のはじめに規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

- ・国の政策や社会情勢を考慮し計画を策定しているのであれば、そういった文言を盛り込む必要はないだろうか。見直しの規定など。
- ・総合計画は今後10年間の計画であるが、第6次の総合計画自体において、5年経過する段階で一度見直しをすることとしている。
- ・第7次の総合計画で見直しがなくなってしまうようであれば、本条例に規定すべきではないか。
- ・あくまでも総合計画の策定において、見直しについては検討すべきではないか。
- ・「これまでのまちづくりの成果」が「地域で育まれてきた資源」についても含んでいるのではないか。資源のかたまりがまちづくりの成果と考えるので、「まちづくりの成果」という表現は削っても良いのではないか。
- ・「資源」と「成果」ではそれぞれ中身が違うものとして規定すべきか。
- ・「まちづくりの成果」と規定する方が、文章としてあいまいになり分かりづらい。
- ・「まちづくりの将来の姿」とは、総合計画を策定する際の10年後の目標と考えるのか。
- ・「資源」には、まちづくり・人づくり・教育・文化等幅広く含めて資源。「地域の特性」は、別海の広い面積、産業のことではないか。
- ・第3項について、各分野における個別計画等とは具体的に何かわかるようにしても良いのでは。

●結論

- ・上記の意見により以下のとおり修正。なお、総合計画の見直しに関する規定については、総合計画自体に盛り込んでおり、本条例には規定しないこととします。

【検討後の条文】

（総合計画）

第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源や地域の特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、行政評価の実施にあたって、町民参加による外部評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

【解 説】

行政評価を制度として位置づけております。

また、外部評価を実施し、町が行う政策への反映に繋げのものと定めています。

【検討した内容】

- ・現在のところ、具体的に制度が確立されてはいないが、行政運営に求められている 制度であるため、規定し今後の具体的制度設計を図ります。
- ・制度を確立することの目的が分かりやすいよう規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

- ・現在のところ具体的な制度がない中で規定することについて、行政はどうか。
- ・第2項について、町民参加による評価を「外部評価」と表現するのはどうか。
- ・行政と町民がともに行うものであるので不適切では。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

【検討後の条文】

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

【解 説】

総合計画に基づく予算編成と、中長期的な財政計画を図ることを定めています。

(1) 財政状況を総合的に把握し、的確な分析のもと健全な財政運営を行うこととしています。

(2) 総合計画・行政評価を踏まえ、予算編成を行うこととしています。

(3) 総合計画と連動した財政運営を行い、中長期の財政計画を作成することとしています。

(4) 財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成することとしています。

【検討した内容】

- ・財政運営に関しても、情報共有の面等からも原則として規定するべきと考えます。
- ・各項とも分かりやすい内容になるように、分けて規定しています。

<グループ検討内容>

- ・規定について特に意見なし。

●結論

- ・上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

【解 説】

社会経済情勢の変化や町政の課題に効率的かつ迅速に対応できるよう執行体制を確立することについて定めています。

【検討した内容】

- ・町長の役割にも同様の規定があるが、行政といった視点からも規定が必要と考えます。

＜グループ検討内容＞

- ・組織体制は誰が確立するのか。行政の定義でいえば、この規定には町長と執行機関はとなるが。
- ・執行機関においてもこの規定に基づきまちづくりや行政運営に対応する必要がある。
- ・町長の役割と重複するが、組織としての規定は問題ないのでは。

●結論

- ・上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

(行政手続)

第 39 条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第 28 号）で定めます。

【解 説】

行政が行う許認可などのルールを定めることにより、町民の権利利益の保護を図ることを定めています。

※【別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第 28 号）】

【検討した内容】

- ・行政運営のうえでの遵守すべき制度であることから規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

- ・ここで規定する許認可等について、どのようなものがあるかわかるようにした方が良いのでは。
- ・制度として条文に規定するかもあるが、情報公開等との関係もあるので、規定して良いのでは。

●結論

- ・上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(行政手続)

第 39 条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第 28 号）で定めます。

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

【解 説】

政策法務について定めています。

※【政策法務】とは、政策の実現ために必要な条例や規則などの法整備を行うものです。地方分権の時代においては、地方自治体が自らの判断と責任において個性豊かな政策を実現するための条例や規則などを整備することがますます重要となっています。

【検討した内容】

- ・解説に述べているとおり、自治体にける政策法務は、地方分権・地域主権のなかで重要となっていることから、行政運営の原則の一つとして規定しています。

＜グループ検討内容＞

- ・「解釈」という表現が気になる。都合良くと読み取れる表現ではないか。
- ・前提として、法律の範囲内で独自の解釈は、行政にはあるのではないか。
- ・地域として有利に運用するのが政策法務と考える。
- ・「解釈」の捉え方として人それぞれ違いがあるのであれば、削除しても良いのでは。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

【検討後の条文】

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に運用します。

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

【解 説】

危機管理について定めています。

町民の生命と財産を守ることは、行財政運営において重要な分野のひとつです。行政において計画的に危機管理にあたることを定めるとともに、危機管理を行ううえで、町民相互の連携を町民自身の行動規範として定めています。

【検討した内容】

- ・通常の行政運営とは異なるが、行政の担う分野であり、町民との協働（協力）も不可欠であるため規定するものと考えます。
- ・町民側の立場としても、行政と共に危機に対する意識を規定すべきと考え、第2項を規定。

＜グループ検討内容＞

- ・第1項に規定する計画が防災計画を想定しているのであれば、はっきりと「防災計画」等と規定してはどうか。
- ・災害等としているのであれば、例えば口蹄疫などへの対策も広く危機管理に含まれるのでは。そうであれば、ここでは計画としてないものへの対策もあるので、「計画に基づき」を削除してはどうか。
- ・条文化するだけでなく、実際に緊急時に対応できる体制を整備することが最も重要である。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

【検討後の条文】

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するため危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

【第9章 連携と協力（全3条）】

（様々な人々との連携と協力）

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、地域産業の振興のため、企業・大学研究機関との連携や協力を推進します。

【解 説】

町民、議会及び行政は、様々な人々や団体の知恵や意見などをまちづくりに生かし、産業振興のため、企業や大学研究機関と連携・協力して、まちづくりを進めることと定めています。

【検討した内容】

- ・ここまで規定した、町民との情報共有や協働以外にも、様々な人々や団体と連携・協力が必要です。この章はそういう関係を規定しています。
- ・大学等との協定の実態があるので、特色として条例に規定すべきと考え第2項を規定。

<グループ検討内容>

- ・第2項について、「地域産業」との規定では、表現として限定的ではないか。
- ・「産業」は不要ではないか。この表現では、文化・医療・福祉・教育等の面について触れられていないように思える。
- ・「地域振興」と表現してはどうか。いろいろな方面を想定できると考える。連携や協力を規定するのであれば、基幹産業だけではない。
- ・「企業・大学研究機関」といった表現も限定的である。その他の機関も含めるべき。
- ・産業以外の分野について、項を増やして規定することもできるが、一つの文章でまとめられるのであれば、まとめるべき。
- ・研究はすぐに効果のでるものではないが、いずれ地域振興に寄与するのであれば、町として協力することも必要なことである。

●結論

- ・上記の検討を踏まえ、以下のとおり変更します。

【検討後の条文】

（様々な人々との連携と協力）

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、地域振興のため、企業・大学研究機関等との連携や協力を推進します。

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

【解 説】

別海町と国及び北海道との連携について定めています。

地方分権社会にふさわしい適切な役割分担と相互の連携により、地方自治の拡充を図ることを定めています。

＜グループ検討内容＞

- ・ 地方分権の時代といえども、この規定は必要ではないか。

● 結論

- ・ 上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

【解 説】

別海町と他の市町村との連携について定めています。

現在、別海町ではごみ処理業務などに関する事務や、周辺自治体で構成する広域連合や一部事務組合等で処理しています。

今後についても、互いの自主性を尊重しながら、多くの分野で連携が図られるよう取り組むことと定めています。

※【一部事務組合の状況】、根室北部消防事務組合（消防に関する事務）・中標津町外2町葬斎組合（火葬に関する事務）など。

※【広域連合の状況】、根室北部廃棄物処理広域連合（共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理及び運営に関すること、共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関すること。）

<グループ検討内容>

- ・ 今後は医療分野における連携など考えられる。
- ・ 根室管内だけを考えれば「村」は存在しないが、大きくとらえての「他の市町村」といった表現で良いか。
- ・ ちょっとした仕事の相談等もこの規定に含まれる。
- ・ 海外の友好都市などもあるが連携はどうなのか。第42条の様々な人々に含んでいると解釈して良いと考える。

●結論

- ・ 上記の条文で良い。

【検討後の条文】

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

【第 10 章 条例の見直し（全 1 条）】

（条例の見直し）

第 45 条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 議会及び行政は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

【解 説】

この条例が社会情勢に適合しているかを定期的に見直す仕組みについて定めています。

また、条例及び条例に基づく制度が適切に運用されているかについても、定期的にチェックすることが重要であり、条例を作っただけで終わらせない仕組みとして、条例の見直しにあっては、「別海町自治推進委員会」のチェック機関を設けることとして定めています。

【検討した内容】

- ・ 条例を作りっぱなしにしない為の制度として具体的な委員会の設置について規定する。ただ、条例上は設置についてまでの規定とし、具体的方法は別に定める（規則や要綱）方向でとしています。
- ・ 見直しの期間についても条文内で明記する（5 年以内ごとに等）点について検討したが、期間の規定にとらわれることのない検討を求め、規定していません。
- ・ 見直しに対する町の対応については条例において規定すべきとの考えから、第 2 項を規定しています。

<検討内容>

【検討後の条文】